

岐阜県社会人サッカーリーグ規約（2023年度）

第1章 総 則

- 第1条 本会は、岐阜県社会人サッカーリーグ実行委員会と呼ぶ。
- 第2条 本会は、サッカー競技の健全なる発達、普及および向上を目的とし、東海リーグの下部組織となるようリーグ戦を開催しその運営にあたる。
- 第3条 本実行委員会は、事務所を（一財）岐阜県サッカー協会に置く。

第2章 役 員

- 第4条 本会に次の役員を置く。
- 〔大会役員〕
- 大会会長 : 1名 大会副会長 : 若干名
大会委員長 : 1名 大会副委員長 : 若干名 大会審判委員長 : 1名
- 〔運営役員〕
- 実行委員長 : 1名 1部事務局 : 1名、2部事務局 : 1名
審判部長 : 1名 規律フェアプレー委員長（実行委員長兼任） : 1名
実行委員 : 本リーグ加盟各チーム代表1名
- 第5条 運営役員は委員の互選とし、実行委員長の任期は2年、事務局の任期を1年とし任務は以下とする。
- 実行委員長 : 本リーグの運営全般を総括する。
- 1部、2部事務局 : それぞれのリーグ運営を総括する。
- 審判部長 : 審判資質向上及び審判に係る諸問題等の解決に対する支援を行う。
- 規律フェアプレー委員長 : リーグ運営上の規律問題等の対処を行う。
- チーム代表実行委員 : 本リーグ運営全般について必要な協力を行う。
- 第6条 本委員会は次により構成する。
- 県協会役員 : 若干名 本リーグ加盟各チーム代表者

第3章 資 格

- 第7条 本リーグは、（一財）岐阜県サッカー協会第1種登録チーム（準加盟含）及び選手で構成する。但し、大学・高専連盟加盟チームは除く。
- 公益財団法人日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手を、移籍手続きを行うことなく、本リーグへ参加させることが出来る。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。但し、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の2種登録チームから選手を参加させることができる。第1種・シニア年代の選手は適用対象外とする。

外国人登録選手は5名までとし、その出場は3名以内とする。(準加盟は除く)

第8条 東海社会人サッカーリーグ及びこれに準ずるリーグに加盟している団体は、本リーグに加盟できない。

第4章 運 営

第9条 本リーグ1部上位2チームは東海社会人トーナメント大会の出場権を得る。
但し、上位2チームが東海社会人トーナメント大会に出場する意思が無い場合は、次位のチームが出場する事とする。

第10条 本リーグのチーム数は原則、1部、2部とも12チームの構成とする。
但し、東海社会人サッカーリーグより降格チームがあった場合、降格チーム数に関わらず、県1部は最大13チーム、県2部は12チームの構成とする。
(リーグ入替の基本原則)

- (1) 本リーグ1部、11位、12位チームは自動的に2部に降格する。
- (2) 本リーグ2部 1位、2位チームは自動的に1部に昇格する。
- (3) 本リーグ2部 11位、12位チームは自動的に地区に降格する。
- (4) 入替予選会1位、2位チームは自動的に本リーグ2部に昇格する。

第11条 本会は試合の結果を記録保存し、県協会及び各リーグ事務局に報告しなければならない。

第12条 競技規則は、(公財)日本サッカー協会競技規則に準じ、本規則及び競技規則を遵守せざる者及び団体は資格を停止又は解消する事がある。

第13条 一方的に試合を棄権したチームの当該試合については、当年度全試合中の最大得点差スコアとし、罰金30,000円を事務局に納めることとする。
但し、不可抗力の場合は別の日程で当該試合を行うこととする。

第14条 ①退場を命ぜられた者は、次の公式戦1試合の出場を停止する。
以後の処置は本リーグ規律フェアプレー委員会の裁定による。
②警告の累積が3回になった者は、次の1試合の出場を停止する。
③試合中および試合の前後を問わず、審判および相手チーム等に対し暴力或いは脅迫に類する行為を行った選手又はチーム関係者は本リーグ規律フェアプレー委員会においてJFA懲罰規定に従い処分を決定する。
④県リーグ規律フェアプレー委員会を以下の構成により設置する。
委員長：実行委員長
委員：1部事務局、2部事務局、大会副委員長、審判部長

第5章 表 彰

第15条 1,2部の優勝、準優勝表彰及びフェアプレー賞は、チーム表彰を原則とし年1回とする。

第16条 1,2部の得点王、守備王、ベストイレブンは、全出場チームから選出する。

第17条 表彰を行う場合は、必要に応じリーグ終了後おこなう。

第6章 附 則

第18条 細則を別に定める。

第19条 本規約の有効期間は、1年（2023年度）とする。

追記

2021年4月1日より適用 第3章-第7条

岐阜県社会人サッカーリーグ細則

岐阜県社会人サッカーリーグ規約第18条により、競技運営その他に関する事項を下記の通り定める。

(1) 本リーグの開催期間の決定

本リーグの開催期間は実行委員会で決定する。

本リーグの開催期間の決定には、中止・延期およびリーグ戦試合数などすべての運営に関する事項を含む。

(2) 試合会場の決定

試合会場は、本リーグ加盟チームのホームグラウンドで1試合以上行うことができる。ただし、各地区および各チームでグラウンドが確保できた場合に限る。

(3) 審判の義務と責任

①本リーグ加盟チームは、本リーグ試合の審判の義務と責任を負う。

②本リーグ加盟チームが本リーグの割当てた審判担当試合の審判を行わなかった場合、リーグ最終結果から勝ち点6を剥奪する。

③主審は、試合終了後、すみやかに試合結果を事務局に報告しなければならない。

審判担当チームが外部に主審を派遣した場合、当該チーム責任者（1名以上）は試合に立ち会い、事務局に試合結果の報告を行うこととする。

④主審は、退場処分をした時は、直ちに各リーグの事務局に報告しなければならない。

⑤有資格者による審判の実施について以下の様に定める。

i 主審は3級以上、副審・第4の審判は4級以上とする。

但し、何らかの理由により資格要件を満たすことができない場合でも試合は実施することとする。なお、無資格者による試合の実施は不可とする。無資格者により試合を実施させることができなかった場合（無資格者により試合を実施させた場合も含む。また、その試合の結果は無効とする。）は、運営細則（3）-②の処分を科する。また、当該担当審判チームにおいて会場を手配し、リーグ日程期間内（予備日含）に試合を実施すること。

両チームは試合が実施できるように日程等含め協力すること。

最終処分については、県社会人サッカー連盟により協議のうえ、決定する。

また、何らかの理由により資格要件を満たさない者が審判を行った場合は別に定める罰則を科すものとするが、不可抗力による場合は罰則を科さない。

ii 主審、副審・第4の審判は、必ず審判服を着用し、有資格者の証明であるワッペンを身に

つける。(審判服は上下着及びソックスを着用する。)

- iii 資格要件(無資格者含)を満たさない審判により試合を実施した場合の罰則は、県社会人連盟主管大会等の運営役員を10名派遣することとする。
- iv 審判証(規定の顔写真を貼り付けたもの)を携行すること。

【処分例】

※資格要件を満たさない場合の処分：県社会人連盟主管大会に補助員を10名派遣する。

(3)-⑤-iiiを適用。

※無資格者による処分：リーグ最終結果から勝ち点6をはく奪する(3)-②の適用及び県社会人連盟主管大会に補助員10名派遣する。

(3)-⑤-iiiを適用。

再試合の設定(日程、会場、審判割当ての手配など)

(4) 追加登録の届出

本リーグへの選手追加登録については、所定の用紙で事務局に届出なければならない。届出のあった選手は届出の日から8日目よりリーグ戦に出場することができる。

【例】前週の日曜日までに事務局の承認を受ければ、翌週の日曜日から試合に出場できる。

(届出の日とは事務局が届出用紙を受け取った日をいう)

(5) 選手の移籍について

①選手の移籍(追加登録)期限は8月末までとする。

※ただし、当該年度どのチームにも所属していない選手、新規登録選手、シニア登録選手の場合は適用しない。本リーグへの登録と試合の出場日については細則(4)に則す。

※クラブ申請により承認されているチームの2種登録選手は除く。

②9月1日以降の移籍(追加)について、他チームに所属している選手は、移籍(追加登録)は出来るが、本リーグおよび東海社会人トーナメント大会等の試合には出場出来ない。

③上記①について、8月末日までのWeb申請は認めるものとする。

④同一母体チームが県リーグ(1部及び2部)に所属した場合、県リーグ期間中(当該年度の開幕試合日から当該年度の東海社会人トーナメント大会終了まで)の同一母体チーム間による移籍は認めない。また、同一母体(A)チームから他のチームへ移籍し、その後、同一母体(B)チームへ移籍することも認めない。

(6) 不可抗力の定義

本リーグ規約及び細則等に示す不可抗力とは、天災および事故等を指し、実行委員会が不可抗力と認めた場合をいう。

(7) 試合の延期および再試合

(イ) 天災又は事故等の不可抗力により当日試合ができなかったチームは、当該試合の主審及び事務局まで試合ができなかった理由を文書で試合日を含め6日以内に届出なければならない。

(ロ) 届出を受けた者は実行委員会を招集し、実行委員会で事実を確認の上、不可抗力と認められた場合は、再試合の日時・場所を当事者の納得の上決定する。

(ハ) 再試合の審判員は当該試合の審判員が責任をもつ。

(8) 上部リーグ加盟チームの権利

上部リーグ(東海リーグ)を辞退または除かれたチームは自動的に県リーグ1部に加盟すること

が出来る。その場合、本リーグチーム数を増加することが出来る。

- (9) 県リーグ2部入替トーナメント大会（以下、県入替大会）の開催
規約第10条の(4)項で定める入替を行うためトーナメント方式の予選会を開催し必要数の昇格チームを選出しなければならない。

- (10) 県入替大会の出場チーム数

県入替大会出場チームは、地区代表チームで地区割当数は（一財）岐阜県サッカー協会登録チーム数を基準として、社会人連盟運営委員会にて決定する。

岐阜地区	3	チーム	中濃地区	2	チーム
東濃地区	1	チーム	飛騨地区	0	チーム
西濃地区	2	チーム			

- (11) 県入替大会参加チームの資格

県入替大会県参加チームの資格は（一財）岐阜県サッカー協会の登録者及び登録団体でなければならない。

- (12) 競技規則

本リーグ競技規則は、（公財）日本サッカー協会競技規則に準じる。

但し、下記を追加する。

- (イ) 試合時間 1部＝90分（45－15－45）
 2部＝80分（40－10－40）

- (ロ) 試合ボール モルテン社製「ヴァンタッジオ4900」を推奨

- (ハ) 選手交替 9名登録中5名迄
 ただし、交代回数はハーフタイムを除き、各チーム最大3回までとする。

- (ニ) 最低有効人員 7名

- (13) 順位は勝点、得失点、総得点の多いチームの順序によって決める。

- (イ) 勝点 （勝……3，分……1，敗……0）

- (ロ) 得失点差 （得点－失点）

- (ハ) 総得点の多いチーム

- (ニ) 当該チーム間の対戦成績

- (ホ) 反則ポイントの少ないチーム

- ・警告1回 1ポイント
- ・警告2回による退場1回 3ポイント
- ・退場1回 3ポイント
- ・警告1回に続く退場1回 4ポイント

- (ヘ) 抽選

☆試合放棄チームの当該試合については、今年度全試合中の最大得点差スコアとし、罰金30,000円を事務局に納めることとする。

- (14) 会費

本リーグ加盟チーム1部 金33,000円、2部 金28,000円、予選会等に出場するチームは参加料金を実行委員会に納めるものとする。

※会場費やリーグ全般にかかる運営費などの費用が、当初のリーグ予算額を超えた場合は、各リーグに所属しているチームが負担（平均額）する。負担額についてはリーグ終了後、実行委員

会で集金する。

- (15) 岐阜県社会人サッカーリーグ規約第10条により、2023年度（2024年度の編成）の入替チーム数に関する事項を下記の通り定める。

★2023年度（2024年度の編成）

1部：1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13

↓11,12,13位が2部へ降格

↑1,2位が1部へ昇格

2部：1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12位 ↓10,11,12位が地区へ降格

但し、2023年度に東海リーグへの昇格がなく、降格があった場合は、2024年度の1部リーグは13チーム、2部リーグは12チームで行う。

翌年度のチーム構成については、1部および2部ともに12チームの構成に戻るよう昇降格チーム数を決める。

また、2023年度に東海リーグへ昇格があった場合は以下とする。

★【1チーム昇格の場合】

1部：1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13位 1位は東海2部へ昇格

↓

12,13位が2部へ降格

↑1,2位が1部へ昇格

2部：1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12位 11,12位が地区へ降格

★【2チーム昇格の場合】

1部：1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13位 1,2位は東海2部へ昇格

↓

13位が2部へ降格

↑1,2位が1部へ昇格

2部：1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12位 12位が地区へ降格

- (16) 未登録選手を試合に出場させた場合または、出場資格の無い選手の不正出場については JFA 基本規程第12章 懲罰の〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準の3-2-2. 選手証等の偽造・変造及び、3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場(未遂も含む)の項に従う。

- (17) 本規約に規定されない事案については（公財）日本サッカー協会基本規定及び懲罰基準に準じて裁定する。

- (18) 本リーグ規約4条の〔大会役員〕(名誉役員)は以下の当て職とする。

大会会長：県協会会長 大会副会長：県協会副会長

大会委員長：県協会専務理事 大会副委員長：県協会1種社会人委員長

大会審判委員長：県協会審判委員長

- (19) 本リーグ加盟チームはリーグ開始前までに、スポーツ安全保険などの傷害保険に加入しなければならない。また、加入した証明書を事務局に提出し承認を受けることとする。

- (20) 本リーグ加盟チーム（当該年度に本リーグに加盟予定のチーム含）の登録地区の変更は原則認め

ない。ただし、登録地区を変更したい場合は、現在、登録している地区を除籍し、変更したい地区で新規チームとして登録すること。また、変更後は地区規定を遵守する。

※登録地区の変更に伴い、当該年度の県リーグチーム数に減数が生じた場合は、社会人連盟役員内で協議し決定する。

- (21) 本リーグに出場するチームのユニフォーム（シャツ、ショーツ、ソックス）については、チームで統一された色のものを着用すること。また、色違いものを別に一式用意すること。シャツの前面・背面に選手番号を付け、選手はエントリー表にて届け出た番号のユニフォームを着用すること。背番号は1から99番までの番号とする。0番は認めない。100番以上の番号については、チーム選手登録数が100人以上いるチームの場合は認める。上記記載事項についてエントリー後の変更は認めない。上着の下にシャツを着用する場合、各袖の主たる色と同じ色で1色とする。または各袖とまったく同じ色の柄であること。ショーツの下にタイツを着用する場合、ショーツの主たる色または裾の色と同じであること。その場合、同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色とする。主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち合いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定することができる。

※ユニフォームの背番号等については、2021年度は移行措置期間とし、2022年度から適用する。ユニフォームに広告を掲示する場合、(公財)日本サッカー協会(以下JFA)のユニフォーム規定に則し、JFA承認済みのユニフォームを着用することができる。JFAに承認されていないユニフォームは公式戦に着用することはできない。ただし、マスキング等で広告主を掲示させない(見えないようにする)場合は着用を認めることとする。

- (22) 選手が着用するユニフォームの背番号は固定制度とし、当該年度の県リーグ期間内においては背番号の変更は認めない。ただし、新規登録選手(追加登録選手)が着用するユニフォームの作成が出場可能試合までに間に合わない場合、当該チームを抹消された選手が着用していた背番号のユニフォームを着用する場合はこの限りではない。また、試合当日にユニフォームを忘れ、他の選手のユニフォームを着用する場合、ユニフォームの破損等により他の選手のユニフォームを着用する場合も認めることとする。エントリー表と違う背番号のユニフォームを着用する場合は、必ず試合前に審判および対戦チームに承諾を得るようにする。

また、選手(FP)兼GKの場合、本来であればFPの背番号と同じ背番号のGKユニフォームを着用することが原則ではあるが、FP選手がGKを兼務し出場する場合に限っては他背番号のユニフォームの着用を認めることとする。本事項に記載している内容は、本リーグのみの適用である。そのため、他リーグ(東海、地区、他県リーグ)や他大会については、その大会規定に則し、対応すること。背番号の固定制については、2022年度は移行措置期間とし、2023年度から適用する。

★ 確 認 事 項 ★

ー県リーグの運営方針ー

1. 順位決定について

- ・ 1部リーグ 1回戦総当り12試合とする。
- ・ 2部リーグ 1回戦総当り11試合とする。

(a) 得点王・守備王について

1部13チーム、2部12チームの中より、全試合にて最高得点者（得点王）と最少失点チームより守備王を選出する。

2. 規約第13条および細則（3）-②の罰則、実行委員会無届欠席の罰則について

(a) 細則（6）でいう不可抗力であるとも認定できないが故意でもなく、試合及び審判が行われなかった場合の罰則は、実行委員会で協議し決定する。

(b) 実行委員会欠席の場合は欠席の理由に関わらず、金10,000円を実行委員会に納めるものとする。

3. メンバーチェックについて

担当審判チームは、試合開始前に両チームの選手確認をメンバー表と選手証（登録選手一覧表）で行う。この時、選手証には必ず規定の写真が貼り付けてあること。

4. 各務原スポーツ広場及び各務原勤労者総合グラウンドの管理、運営は各務原サッカー協会所属、FC K Kawasaki が担当するものとする。

5. 細則（3）⑤に示す審判資格要件が何らかの理由により満たすことが出来ない場合は他の県リーグ加盟チームに協力要請を行うこととし、各チームはできる限り協力することとする。

他チームの審判員により試合を実施した場合は、審判報告書にその旨を記載すること。

ーその他ー

★ フェアプレー賞規約 ★

フェアプレーは、サッカーの健全な発展普及に欠かせない要素である。従って、サッカーに係わる全ての人（指導者、審判、選手、運営役員、観客等）がフェアプレーを尊重し、実践する態度を養う必要がある。この目的達成の一助としてフェアプレー賞を制定する。

1. フェアプレー賞は、全出場チームから選考する。

2. 選考については、細則（13）の反則ポイントにより決定する。（減点法）

3. フェアプレー賞は、チーム表彰を原則とし、年1回とする。

4. 表彰を行う場合、必要に応じリーグ終了後行う

5. その他 この規約は、平成10年5月10日より施行する。

6. このフェアプレー賞の成績により評点の悪いチーム3チーム（1部2部共に各3チーム）がその年度の入替トーナメントの審判を担当する。

フェアプレー賞の成績が同率の場合、当該年度のリーグ順位により下位チームが審判を担当する。

★ フェアプレー賞選考基準 ★

1. フェアプレー選考委員会は、岐阜県社会人サッカーリーグ役員より設ける。
審判部長、実行委委員長、1部事務局、2部事務局により決定する。
2. フェアプレー賞を授与するチームの選出方法は、細則（13）の反則ポイントにより決定し、1部1チーム、2部1チームを選出する。
3. 算出については、各試合の主審が執り行う。
4. 最も優れた評点を得た(減点の少ない)チームにフェアプレー賞を授与する。
5. 複数のチームの評点が同点の場合には、競技成績の上位チームを表彰する。
成績ならびに評点が同一の場合には得失点差で決定する。
6. 各チームの持ち点は、1点/1試合とし、2023年度は1部所属チーム 計12点、2部所属チームは 計11点とする。
7. 減点法により、持ち点が無くなったチームには、フェアプレー賞は授与しない。

★ 試合会場のマナーについて ★

1. 各試合会場におけるゴミ、煙草の吸殻の後始末を確実にし、空き缶、ビン類等の全てのゴミはチームの責任において持ち帰る。
2. ゴミの後始末が徹底されないチームの罰則は、実行委員会の協議の上、処分を決定する。
3. 試合開始責任チームは、管理人に使用開始の連絡を行う。
(但し、管理人への連絡は、会場にて管理人が管理している場合のみとする。)
4. 試合終了責任チームは、ゴミの後始末等の確認後、管理人に後始末の確認をして頂く。ゴミ等の不始末の全責任は、試合終了責任チームが持つ。
5. 各務原スポーツ広場及び各務原勤労者総合グラウンドについては注意事項参照する。
また、各務原サッカー協会代表 FC Kawasaki の高橋が管理運営する。

(参考資料1) 事情聴取での必要な情報

1. 大会名等
 - ・X県選手権P地区予選トーナメント第3回戦(出場16チーム)、a 対 f
2. 日時、場所、ピッチコンディション等の条件
 - ・1999年M月D日 13:35キックオフ 前半25分頃
 - ・X県総合競技場、芝生(一部はげ)、前日の雨により滑りやすかった
3. 案件に関わった人の名前、所属等
 - ・主審:R(チームr、3級)、副審:S(チームr、4級)、T(チームr、3級)
 - ・A選手(チームa)、F選手(チームf)
 - ・会場責任者(等の客観的第三者)、M(X県P地区社会人連盟事務局)
4. 審判報告書、審判報告書(重要事項)
 - ・主審が記入し、署名のあるもの(退場があった場合、審判は審判報告書(重要事項)に詳細に記入して報告しなければならない)
5. 案件の客観的事実とそれを確認した人
 - ・詳細かつ客観的な事実(選手役員のとった行動、発言した内容等を、それぞれ具体的に記載し、個別

に誰が確認したかも明記する)

- ・ 案件の背景(事実上の決勝戦、前回の対戦でも小競り合いがあつた)
- ・ 確認した人は客観的に事実を見ることの出来た第三者であることがのぞましい

6. 事情聴取を実施した日付等

- ・ 事情聴取担当者:N(X県規律委員長)、O(同委員)、P(同委員、P地区規律委員長)

7. 事情聴取の結果

- ・ 客観的な事実でない場合(主審Rはそう聞いた、副審Tにはそう見えた)や、それぞれ意見が分かれる場合(副審Sは「タックルされた」が選手Fは「近づきすぎて接触した」)はその発言者名を明記し、個別に記載する
- ・ 「覚えていない」というような場合では、その旨を明記する
- ・ 報告書が出来た段階で、意見が記載の通りで間違いが無いかを当事者に直接確認する

8. 処分案

- ・ 6ヶ月以上の処分を課す方針となった場合には、本委員会に即刻報告し、本協会の規律委員会又は裁定委員会が最終決定を行う
- ・ その際、被処分者には確認がなされるまで暫定的な処分であることを通知する。

9. その他の特記事項

- ・ 情状酌量に値する事項等については、客観的事実を具体的に記載する。